

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第107条の5第2項
処 分 の 概 要	自動車等の運転禁止
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法 第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令 第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）
処 分 基 準	自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先	交通部運転免許課意見聴取係（電話06-6908-9121 内線331）
備 考	